

那覇市立小禄南小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月 改訂
那覇市立小禄南小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「小禄南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 思いやり集会（年2回）

道徳教育推進教師による思いやりの心を育むための全体集会を行う。

②人権教室

人権擁護委員を要請し、道徳授業を行う。

③校長講話

全体集会での校長講話でいじめに関する講話を行う。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や対話的学びの工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分の存在を感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には学年を超えた教師間の情報交換や子ども支援対策委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には「教育相談室」の利用やスクールカウンセラーや教育相談支援員の活用を図る。
- ④ 「QUアンケート」(年1回)や「いじめアンケート」(毎月)を行い、児童の人間関係を把握する。また、教育相談日(年2回)を設定し、全児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。「いじめアンケート」からあがってきた事例に対しては、即時対応し、その後の人間関係の見守りを行う。
- ⑤ 無届け欠席や欠席が続く恐れのある児童に対して、担任による家庭訪問や教育相談支

援員と連携を図り登校支援を行う。

⑥県のいじめ対応マニュアルを活用する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「子ども支援対策委員会」

毎月第1木曜日に、校長・教頭・教務主任・特別支援教育コーディネーター・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・各学年生徒指導担当・教育相談支援員・その他関係職員による、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

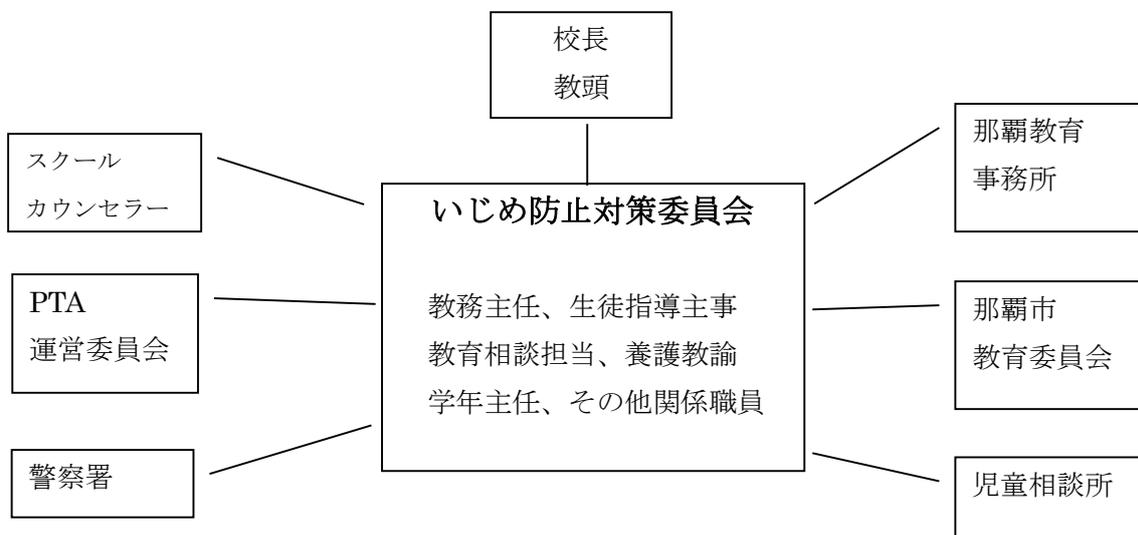
(2) 「いじめ防止対策委員会」

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては「いじめ防止対策委員会」を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。「いじめ防止対策委員会」参加のメンバーは以下の通りである。

〈校内構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、その他関係職員

〈校外構成員〉 スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、警察関係者
PTA 運営委員会、児童相談所、その他関係機関の助言者

組織図



5 いじめへの対応

(1) いじめを受けている児童に対して

- ① いじめを受けている児童の立場に立って、共感的に理解し不安感を取り除く。
- ② いじめを受けている児童の意向を聞き、尊重しながら今後の対応を話し合う。
- ③ いじめを受けている児童の信頼できる人（家族・友人・教職員）と連携を図りながら今後の支援を考えていく。

(2) いじめを行った児童に対して

- ① いじめを行った児童に対して事情を複数の職員で聞き取り、保護者連絡を行う。
- ② 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③ 他者を思いやる心の大切さ、人の痛みがわかるような心の教育に努める。

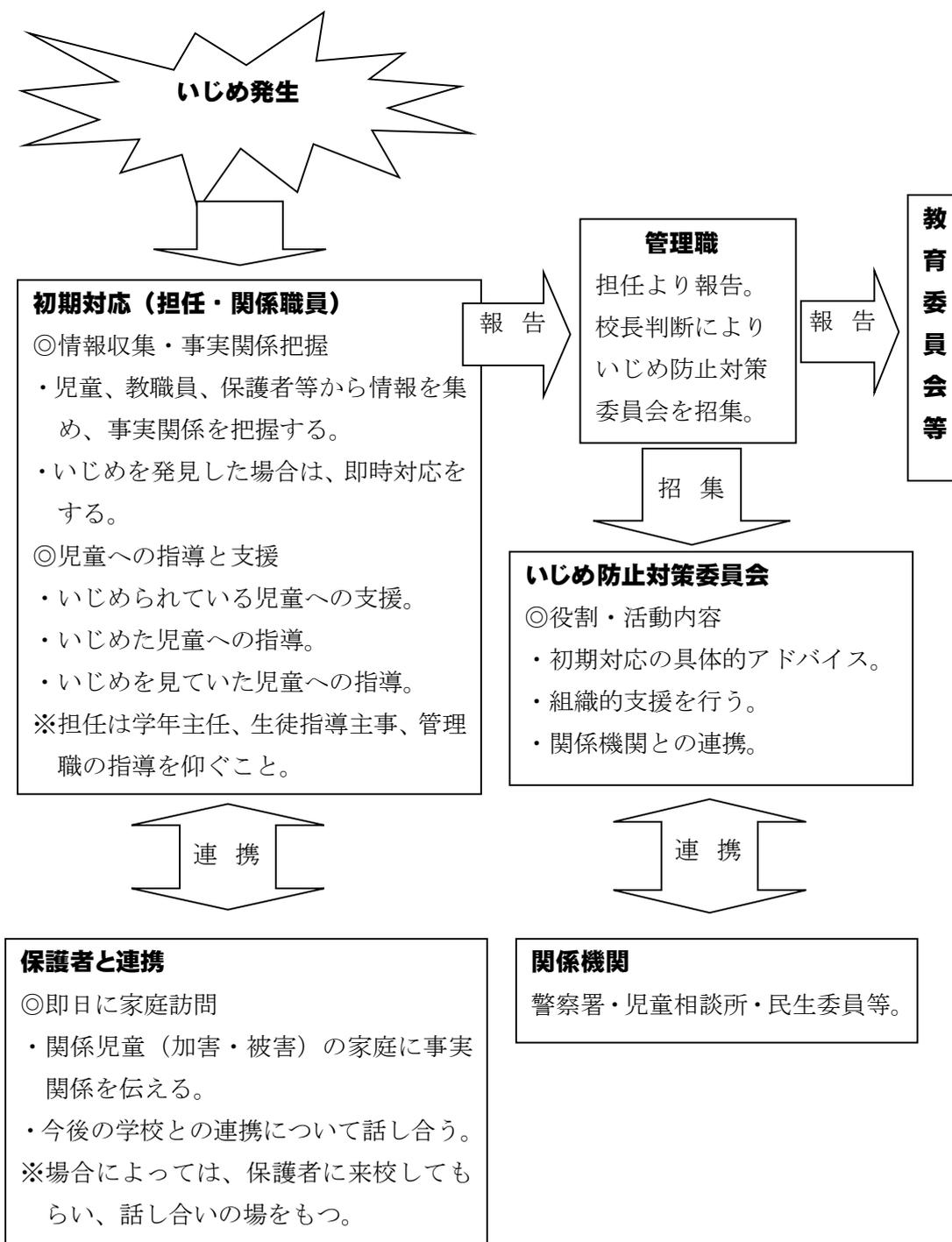
(3) 周囲の児童に対して

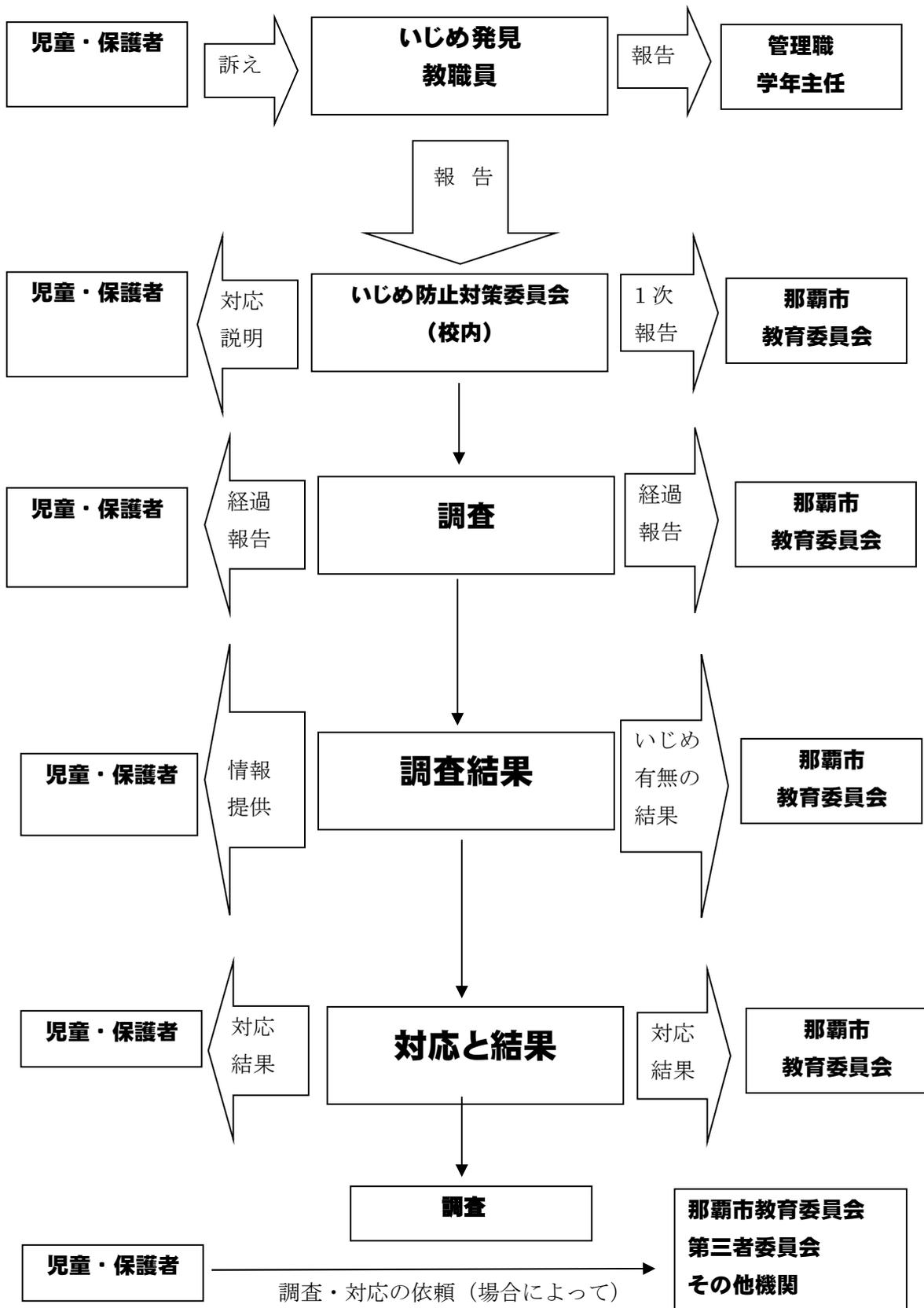
- ① 学級において「いじめを見逃さない」という雰囲気づくりに努める。
- ② いじめを知らせる勇気、傍観者にならない心をもつことを伝える。
- ③ 人間関係の在り方や心の教育について、学校全体で考え継続していく。

(4) 保護者に対して

- ① 家庭訪問等を実施し、事実を正確かつ迅速に伝える。
- ② 保護者の心情や立場に配慮しながら、今後の学校の連携と協力の方針を伝える。
- ③ 加害者への謝罪等については、その間を取り持ち、児童・保護者への関係改善に努める。

6 いじめ発生時の対応の流れ





7 いじめの再発防止

- (1) 外部関係機関との連携相談を継続的に行う。
- (2) 地域の関係機関の連携・相談・活用を行う。
- (3) 事後のアンケートを実施して、再発の有無を継続的に確認する。
- (4) 子ども支援対策委員会において、いじめの被害児童・加害児童のその後の動向について情報を共有する。
- (5) いじめを受けた児童の立場に立って共感的に見守り、支援体制を整える。

8 外部機関一覧表

	相談窓口名称	電話番号	開設時間
1	青少年ダイヤル「なは」	8 3 2 - 7 8 6 7	月～金 9:00～17:00
2	沖縄県立総合教育センター	9 3 3 - 7 5 3 7	月～金 9:00～17:00
3	沖縄県中央児童相談所	8 8 6 - 2 9 0 0	月～金 8:30～17:30 虐待ホットライン 24h 対応
4	那覇市教育相談課	8 3 2 - 7 8 6 8	月～金 9:00～17:00
5	那覇警察署（いじめ相談窓口）	8 3 6 - 0 1 1 0	
6	那覇地方法務局人権擁護課	8 5 4 - 1 2 1 5	月～金 8:30～17:15
7	子どもの人権 1 1 0 番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0	月～金 8:30～17:15
8	警察本部少年課少年サポートセンター	8 6 2 - 0 1 1 1	
9	24 時間子供 SOS ダイヤル	0 5 7 0 - 0 - 7 8 3 1 0	
1 0	沖縄いのちの電話	8 8 8 - 4 3 4 3	月～金 8:30～17:15
1 1	沖縄弁護士会	8 6 5 - 3 7 3 7	
1 2	子育てダイヤル・子ども相談	8 6 9 - 8 7 5 3	月～金 9:00～22:00
1 3	県警少年サポートセンター (ヤングテレフォンコーナー)	0 1 2 0 - 2 7 6 - 5 5 6	月～金 9:30～18:15
1 4	子ども若者みらい相談プラザ s o r a e	9 4 3 - 5 3 3 5	火～土 10:00～18:00

9 その他

- ・必要があると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定して公表する。
- ・「那覇市立小緑南小学校いじめ防止基本方針」を教育計画、ホームページ等で周知する。

参照：沖縄県教育庁義務教育課「いじめの早期発見・早期対応」マニュアル